

寺院の適切な管理運営について

▷ 会計・税務 ⑩

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営に資するため、『宗報』（令和2年4月号）より、宗教法人の会計・税務について、掲載しております。
今号は引き続き、収益事業（法人税）について掲載いたします。

▽ 収益事業（法人税）

6. 出版業

宗教法人が行う機関誌、布教雑誌等の刊行は、出版業として収益事業に該当します。（法人税法施行令第5条第1項第12号）

なお、「特定の資格を有する者を会員とする法人」が、その会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布すること及び「学術、慈善その他公益を目的とする法人」が、その目的を達成するため会報を専らその会員に配布することは収益事業に該当しないものとされています。しかし、「思想信条又は信教を同じくすることを会員の資格とするような法人」は「特定の資格を有する者を会員とする法人」に該当しないものとされています（法人税法基本通達15-1-32）ので、宗教法人の門徒のみに機関誌、布教雑誌等を配布（販売）す

る場合であっても収益事業である出版業に該当します。

7. 席貸業

(1) 原則

宗教法人の境内地や本堂、会館等の施設を不特定又は多数の者の娯楽、遊興又は慰安の用に供するための席貸しはすべて収益事業である席貸業に該当し、会議、研修等の娯楽、遊興又は慰安の用以外の用に供するための席貸しも、国、地方公共団体の用に供するためのもの等、一定の要件に該当するものを除き、収益事業に該当します。(法人税法施行令第5条第1項第14号)

(2) 席貸業から除外されるもの

宗教法人がその主たる目的とする業務に関連して行う席貸業で、当該法人の門徒その他これに準ずる者の用に供するためのものうち、その利用の対価の額が実費の範囲を超えないものは収益事業である席貸業に該当しません。

また、宗教法人が、その所有する本堂、会館等を葬儀等のために貸し付ける場合に、その宗教法人の僧侶が葬儀等の導師として出仕しているときは、宗教法人本来の宗教活動の一環であると考えられますので、非収益事業として取り扱われます。

8. 旅館業、料理店業その他飲食業

(1) 宿泊施設の取扱い

宗教法人が所有する宿泊施設に門徒や参拝者を宿泊させて宿泊料を受ける行為は、その宿泊料をいかなる名目で受けるときであっても、収益事業である旅館業に該当しませんが。

(2) 簡易な宿泊施設の場合

宗教活動に関連して利用される簡易な共同宿泊施設で、その宿泊料の額がすべての利用者につき1泊10000円(食事を提供するものについては、2食付きで15000円)以下となっているものの経営は、収益事業には該当しません。(法人税法基本通達15-1-42)

(3) 料理等の提供

宗教法人が門徒や参拝者に対して飲食物を提供し、その対価を受ける行為は、収益事業である料理店業その他の飲食店業に該当します。

なお、他の業者からの仕出しを受けて飲食物を提供するものも含まれます。(法人税法基本通達15-1-43)

9. 周旋業

宗教法人が門徒から墓石建立の申し出を受け、墓石業者を紹介

介し、紹介手数料を墓石業者から受け取る場合は、収益事業である周旋業に該当します。

10. 興行業

(1) 原則

興行業には、宗教法人「自らは興行主とならないで、他の興行主等のために映画、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、スポーツ、見せ物等の興行を行う事業及び興行の媒介又は取次ぎを行う事業」が含まれます。(法人税法基本通達15-1-52)

(2) 所蔵品等の展示

宗教法人が所蔵している物品又は保管の委託を受けたものを常設の宝物館等において観覧させる行為は、収益事業には該当しません。(法人税法通達15-1-52(注))

(3) 結婚式場の経営

宗教法人が仏前結婚等の挙式を行うとき、本来の宗教活動の一部と認められるものは収益事業に該当しませんが、挙式後の披露宴における宴会場の席貸し、飲食物の提供、衣装等の物品の貸付け、記念写真の撮影又はこれらの行為の斡旋等は、収益事業に該当します。

11. 技芸教授業

(1) 茶道、生花等の教授

宗教法人自らが茶道教室、生花教室等を開設し、茶道、生花等特定の技芸を教授する事業は、収益事業である技芸教授業に該当します。

この場合の特定の技芸としては、茶道、生花の他、洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン、自動車操縦、小型帆船操縦があります。(法人税法施行令第5条第1項第30号)

なお、これらの技芸の教授には、通信教育によるものも他、免許、卒業資格、段位、級、師範、名取り等の一定の資格、称号だけを付与するものも含まれます。

収益事業である技芸教授業以外の教授、例えばそろばん教室、英会話教室、パソコン教室等は、現行税法上は、収益事業である技芸教授業に該当しません。

(2) 学習塾の経営等の取扱い

学校教育の補習のための学力の教授は、収益事業である技芸教授業に該当します。

一方、真に一般教養等の教授だけを単独で行う場合には、現行税法上は、その一般教養等の教授が技芸教授業と

して課税されることはありません。

12. 所得金額の計算・みなし寄附金

(1) 区分経理

宗教法人は、収益事業から生じた所得についてのみ法人税が課税されますので、収益事業にかかる収支、資産及び負債と収益事業以外の事業にかかる収支、資産及び負債とを区分して経理し、収益事業にかかる所得金額を計算します。

この場合、収益事業と収益事業以外の事業とに共通する費用又は損失の額については、その費用又は損失の性質等に応ずる、例えば使用面積、従業員数等の合理的な基準により、それぞれの事業に配賦し、その配賦したところに基づいて経理することになります。

(2) 所得金額の計算

収益事業から生じた収益から費用を差し引き、さらに一定の調整を行って所得金額を計算します。この所得金額をもとに法人税額を計算します。

適正な期間損益計算を行って収益事業の(会

$$\text{所得金額} = \text{収益} - \text{費用} \pm \text{一定の調整}$$

計上の)利益を算出しますが、税務上は課税の公平の見地から、この(会計上の)利益に一定の調整を行います。

これは、例えば決算直前に豪華な食事をする事で交際費を増やせば利益が減り、そのまま認めてしまうと納税額も減少し、租税回避に繋がります。納税者間での課税の不公平が生じないようにするために、所得金額を計算する際に一定の調整を行います。

(3) みなし寄附金

宗教法人が収益事業に属する金銭その他の資産から収益事業以外の事業のために支出した金額は、その収益事業にかかる寄附金の額とみなされます。つまり、法人内部の移動であるにもかかわらず、収益事業の費用として計上することが認められています。しかし、無制限に認めてしまうと課税の不公平が生じてしまいますので、次の算式により計算した金額の範囲内で損金の額に算入されます。

(4) 申告及び納付

収益事業を行う宗教法人は、各事業年度終了日の翌日から2か月以内に所轄の税務署長に対して所得金額や法人税の額等を記載した

$$\text{寄附金の損算限度額} = \text{各事業年度の寄附金支出前の所得金額} \times \frac{20}{100}$$

確定申告書を提出するとともに、その法人税の額を納付しなければなりません。

なお、確定申告書には、収益事業に関する貸借対照表や損益計算書等だけでなく、収益事業以外の事業に関するこれらの書類も添付する必要があります。

本内容は、宗派顧問税理士「税理士法人ゆびすい」編者の『実務がわかる「宗教法人会計・税務」基礎から行政手続きまで』（株式会社出版文化社、2018）に基づき、掲載しております。

